

資料提供	
令和2年2月28日	
担当課 (担当)	体育保健課 (西尾) 高等学校課 (中原) 特別支援教育課 (小椋)
電話	0857-26-7527 (体育) 0857-26-7916 (高校) 0857-26-7574 (特支)

新型コロナウイルスの感染症に係る臨時休業等の対応について

安倍総理大臣は27日、政府の新型コロナウイルス対策本部で、多くの子どもや教員が日常的に長時間集まることによる感染リスクに備えるため、全国全ての小学校・中学校・高校・特別支援学校に3月2日(月)から春休みに入るまで臨時休業にするよう要請されたことを受け、県教育委員会の対応について以下の通り対応する予定ですので、資料提供します。

【県教育委員会の対応】

○県立学校は、原則3月2日から臨時休業とする。

ただし、児童生徒の居場所確保等のための準備期間として、3月2日から3月4日の間は登校できることとする。

特別支援学校においては、児童生徒や学校の状況に応じて、市町村と連携しながら個別に柔軟に対応する。

○高校入試は、予定通り実施する。

一般(3/5,6)、追試験(3/11)、再募集・特別措置入試(3/25)

○県立学校の卒業式は、簡素化し、マスクの着用、消毒液の設置などの万全の措置を講じた上で実施する。

[卒業式日程]

- ・県立高校:19校が3/2に実施予定。5校は3/1に実施予定。
- ・県立特別支援学校:3/4～3/13に実施予定。
- ・公立中学校:3/10、3/12に実施予定
- ・公立小学校:3/17～3/19に実施予定

○市町村教育委員会にも同様の対応を要請する。

[市町村教育委員会への配慮・依頼事項]

- ① 家庭学習への配慮のため、プリントやICTを活用するなど、子ども達の学習に向けた工夫を行う。
- ② 感染予防対策を含む、子ども達の家庭での過ごし方に関する留意事項についてまとめたチラシを配布する。
- ③ 必要に応じて、人数を制限した登校日を設けるなど、子ども達の状況把握に努める。
- ④ 子ども達の居場所確保に向けて、放課後児童クラブとして学校を開放するなど、教員の協力を得ながら居場所の確保に努める。